

「輸出貿易管理令第4条第2項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物」等の一部改正案に対する意見公募手続の結果について

令和6年12月20日
経済産業省
貿易管理課

「輸出貿易管理令第4条第2項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物」等の一部改正案に対する意見募集について、令和6年10月3日から同年11月1日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）</p> <p>「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）の改正箇所</p> <p>・意見内容</p> <p>今回の PFOA 関連物質は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十五号ハの規定に基づき化学物質を定める省令（令和六年厚生労働省、経済産業省、環境省令第 号）に規定するものであり、別途案件番号 595124106 で意見募集されていた省令案に記載の 138 物質を対象として、別紙第1の「1. 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（6）に掲げる貨物」において、35号として追加される物質群の一つであると理解しています。</p> <p>本通達では別紙第2において適用除外品目が規定されておりますが、別紙第2における「測定された場合」または「確認された場合」の解釈について、2012年1月28日に公示されたパブリックコメント（案件番号</p>	<p>今回規制対象として追加される第一種特定化学物質について、規制対象物質の含有が測定された場合又は確認された場合、輸出承認が必要となりますが（ただし、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成30年9月3日付け薬生発0903第1号・20180829製局第2号・環保企発第1808319号）3-4に該当する場合は除く。）、輸出承認申請の手続にあたっては、含有率の確認のためだけの追加的な測定の実施は不要です。</p>

	<p>595112006) の関連資料である Q&A において、「試験の実施により対象化学物質の含有が測定された場合、または、SDS の受領等により得た情報において対象化学物質の含有が認められる場合においては輸出承認が必要となるが、含有率の確認のみのための追加的な測定の実施を求めものではない」と示されていることが、今回の改正においても従来通りの解釈ということで宜しいでしょうか。</p> <p>・理由 今回新たに追加される 138 物質の含有有無をすべて測定することは現実的でないため。</p>	
2	<p>・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） 「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）の改正箇所</p> <p>・意見内容 化審法逐条解説によれば、「第一種特定化学物質が使用されているもの」として、「第一種特定化学物質が意図的に使用され、含まれている製品」を意味する。第一種特定化学物質を使用して製造された製品（いわゆる第一次製品）ばかりでなく、その製品について更に第二次、第三次と加工等を行った製品も含まれる。」と規定しています。本通達では改正箇所の最後に「並びにこれら含有する混合物又は製剤」との記載があることから、化審法で言う「第一種特定化学物質を使用して製造された製品」も含まれていると解釈できますので、今回の改正案で「PFOA 関連物質を使用している製品」も含めて規制対象としているという理解で宜しいでしょうか。</p> <p>・理由 今回の意見募集に、解釈としての「PFOA 関連物質が使用されている製品」の記載がないため。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「ペルフルオロオクタン酸関連物質が使用されている製品」は輸出承認が必要となります。 ● 今回の「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正案は、ペルフルオロオクタン酸関連物質に、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第35号ハの規定に基づき化学物質を定める省令（令和6年厚生労働省、経済産業省、環境省令第4号）を追加する案としています。 ● なお、「ペルフルオロオクタン酸関連物質が使用されている製品」については、令和6年9月3日付け「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について」（令和6年9月3日付け、輸出注意事項2024第17号）において、別紙2の2-1-1（5）の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄の左欄に追加する改正（※）を行っております。 <p>（※）令和6年9月3日付け「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について」（輸出注意事項2024第17号）の別紙2の2-1-1（5）の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和4</p>

		<p>8年法律第117号)第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄の左欄に追加された「ペルフルオロオクタン酸関連物質が使用されている製品」</p> <p>ペルフルオロオクタン酸関連物質が使用されている以下の製品を含む。</p> <ul style="list-style-type: none">① はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地② 消泡剤③ はつ水剤、はつ油剤、防汚剤及び繊維保護剤④ 光ファイバー及びそのコーティング剤⑤ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤⑥ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服⑦ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物⑧ 床用ワックス
--	--	---